府　令

○内閣府令第六十八号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第七条第二項第六号及び第二十二条第一項の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（公益認定の申請）	（公益認定の申請）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第七条第二項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	3　法第七条第二項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については、公益認定の申請をしようとする一般社団法人又は一般財団法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）	六　滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
七　［略］	七　［同上］
（事業報告等の提出）	（事業報告等の提出）
第三十八条　法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認めるときには、同号に該当しないことを説明した書類を添付することで足りる。	**第三十八条**　法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。
一　滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については、財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）	一　第五条第三項第六号に掲げる書類
二・三　略	二・三　同上
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○外務省令第十五号

旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十八号）の施行に伴い、外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月十五日

外務大臣　上川　陽子

外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五条第四項」を「第五条第六項」に改める。

附　則

この省令は、旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十八号）附則第一条に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。